個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和８年６月14日時点の条番号を示すものとする。 １　［略］ ２　定義 ２－１　［略］ ２－２　個人識別符号（法第２条第２項関係）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和８年４月１日時点の条番号を示すものとする。 １　［同左］ ２　定義 ２－１　［同左］ ２－２　個人識別符号（法第２条第２項関係）
法第２条（第２項） ２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	法第２条（第２項） ２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等	政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等